

新ルールが
始まります

被扶養者の認定基準が 変わります

健康保険の被扶養者となるには健康保険組合の認定基準を満たす必要がありますが、
年収についての認定基準に2つの変更点があります。

令和8年
4月1日より

被扶養者認定の際の年収の判定方法が変わります

変更点

「労働条件通知書」などに記載された時給・労働時間・日数・通勤手当
などから見込まれる年収によって判定されます。
労働契約に明確な規定のない時間外労働に関する賃金などは、
原則として年収には含まないこととなります。

対象者

収入が**給与収入のみ**の被扶養者の方
※年金や失業給付金など給与収入以外の収入のある方は対象外となります。



従来

【判定方法】

過去や現在の収入、または
将来の収入見込みなど
から、今後年間の収入
見込みを判定

【提出書類】

収入証明書や
課税(非課税)証明書など

令和8年4月1日以降

【判定方法】

労働条件通知書などの労働契約内容が確認できる
書類の記載内容から見込まれる年収によって判定

【提出書類】

- 労働契約内容が確認できる書類
(労働条件通知書や雇用契約書など)
- 認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立書

被扶養者の認定後、当初見
込んでいなかった臨時収入
により、結果的に年収が基
準額を超えてしまった場合
でも、社会通念上妥当であ
る範囲にとどまる場合は、被
扶養者の認定が取り消され
ることはありません。

※労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来の方により年収を判定することとなります。

令和7年
10月1日より

19歳以上23歳未満の方の 被扶養者認定の際の年収要件が 変更されました

変更点

年収要件が、130万円未満から**150万円未満**に引き上げと
なりました。

対象者

19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)。
学生・学生以外のどちらも対象となります。



対象となるご家族を被扶養
者にするときは、「被扶養者
(異動)届」に必要な事項を記
入し、必要な書類を添えて、
速やかに事業所経由で当健
保組合へ提出してください。
※当健保組合による認定が
必要となります。

年齢要件は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。
なお、民法準用により、年齢は誕生日の前日において加算するため、
誕生日が1月1日の方は12月31日に年齢が加算されることとなります。

【例】扶養認定を受ける方がN年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年における年収要件は150万円未満となります。

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
扶養認定 対象者	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	130万円未満	150万円未満				130万円未満

※詳しくは、日本年金機構のHPをご確認ください。 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2025/202508/0819.html>

被扶養者に変更があった場合は、「被扶養者(異動)届」に必要な書類を添付して、**速やかに**事業所を経由して当健保組合へ提出してください。